第４回富田林市立地適正化計画策定委員会議事録

産業まちづくり部都市計画課

１　開催日時　令和４年６月１日（水）午後２時００分～午後３時４５分

２　開催場所　富田林市役所２階　全員協議会室

３　出席者　【委員】増田委員、船本委員、置田委員、佐久間委員、柳原委員、山元委員【計６人出席】（地下委員、武田委員は欠席）

【事務局】森木部長、片岡理事、山中次長、福元課長、田中課長代理、奥西、荒木

【業務委託業者】平井、藤原

４　開催形態　公開（傍聴人１人）

５　次第
（１）第３回委員会での主な意見と対応及びアンケート結果について
（２）防災指針について
（３）目標値の設定及び計画の進行管理について

６　策定委員会の経過
第１回　令和３年８月２４日
（１）立地適正化計画の策定方針について
（２）富田林市の現状と将来見通しについて

第２回　令和３年１１月１９日
（１）第１回委員会での主な意見と対応について
（２）立地適正化計画の基本方針、誘導区域の設定方針について

第３回　令和４年２月７日～令和４年２月２４日（書面開催）
（１）第２回委員会での主な意見と対応について
（２）立地適正化計画の誘導施策について

７　策定委員会の結果等　　全文筆記

８　策定委員会配布資料
会議次第
委員名簿
配席図
資料１　富田林市立地適正化計画（案）
資料２　第３回委員会での主な意見と対応について
資料３　策定スケジュール

【事務局：田中】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第４回富田林市立地適正化計画策定委員会を開催させていただきます。課長代理の田中です。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力を賜りましたことを、重ねてお礼申し上げます。

それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。会議次第、委員名簿、配席図、資料１、２、３をご用意させていただております。配布資料に漏れなどはございませんでしょうか。

なお、地下委員及び武田委員におかれましては、本日は所要のためご欠席とのご連絡をいただいております。

次に、本日の会議につきましては、委員総数８名中、６名の委員の方にご出席をいただいており、設置要綱第５条第２項による定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

また、本委員会の議事につきましては、本市の「会議の公開に関する指針」により公開することとなっておりますので、会議録作成のため録音させていただきますことを、あらかじめご了承願います。

なお、本日は、１名の傍聴を希望される方がお越しになっており、既に入室していただいておりますことを、ご報告させていただきます。

傍聴される方にお願いします。本日の委員会の資料といっしょに配布しています『会議の傍聴に係る遵守事項』を守り、議事の円滑な運営にご協力をお願いします。

では、議事に入ります前に、事務局よりお願いがございます。ご発言の際には、お手元のマイクのボタンを押していただいてから、ご発言いただきますよう、お願い致します。

それでは、以後の進行につきましては、増田会長にお願い申し上げます。会長、よろしくお願いします。

【議長：増田会長】

皆さん、こんにちは。本日もご出席いただきありがとうございます。

ただいまより、第４回富田林市立地適正化計画策定委員会を始めさせていただきます。

それでは、お手元の会議次第にございますように、本日は案件が３件でございます。

それでは、次第２「（１）第３回委員会での主な意見と対応及びアンケート結果について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局：奥西】

都市計画課の奥西です。よろしくお願いします。

それでは、次第２（１）「第３回委員会での主な意見と対応及びアンケート結果について」について、ご説明させていただきます。

前回は、コロナ感染拡大に伴い、書面開催にご協力いただきありがとうございまし

た。前回は、資料１・計画書案８６ページから９１ページの誘導施策について、各委員からご意見をいただき、このご意見について、市の考えや資料内容を整理しました。資料が複数にわたりますが、順にご説明させていただきます。

また、中間報告として、市民の方のご意見を伺うため、パブリックコメントを実施するとしていましたが、本市では、あくまでもパブリックコメントという標題を使用する意見募集は、最終の案に対するものという位置づけであったため、市民アンケートという形で、令和４年４月４日から５月２日までの２９日間、意見の募集を行いました。これについては、後程、ご報告させていただきます。

それでは、右上に「資料２」とあります「第３回委員会での主な意見と対応について」と書いています資料をお願いします。１ページをお願いします。

佐久間委員からは、大きなものとして、６点のご意見をいただきました。

まず、１点目としまして、資料１・計画書案６２ページの基本方針のテーマの中にある「コンパクトに暮らせる」という表現は、間違いではないですが、特徴がないと思います。また、市民にとってはあまり必要な概念ではなく、「安心して住み続けられる」「安心して暮らし続けられる」といった表現の方がふさわしいように思いますという、ご意見をいただきました。

次に２点目としまして、計画書案６６～６８ページの土地利用ゾーニング図の記載方法について、ご意見をいただきました。

次に３点目としまして、計画書案８６ページの歩いて暮らせるエリアの形成とありますが、まちなかウォーカブル区域等の設定を考えていないのであれば、歩いて暮らせる市街地環境（移動環境）といった表記が良いのではないでしょうか、とのご意見をいただきました。

次に４点目としまして、居住の促進、三世代同居の支援事業などを検討されてはどうでしょうか、とのご意見をいただきました。

次に５点目としまして、「住みやすい・働きやすいまちづくり」について、横浜市で検討されている第一種低層住居専用地域の用途変更、特別用途地区の指定、戸建て住宅地の中で一定の商業系用途を認めるようなあり方や検討の方針を加えてはどうでしょうか、とのご意見をいただきました。

次に６点目としまして、計画書案の６６～６８ページの区域設定について、９２ページの農業の振興、産業の振興と関連付けた展開はできないものでしょうか、とのご意見をいただきました。

その他、計画書案の記載方法について、多数のご意見をいただきました。

それでは、いただきましたご意見について、反映等させていただきました部分について、ご説明させていただきます。

まず１点目ですが、計画書案の６２ページをお願いします。

前々回の第２回目の委員会での内容に係る部分ですので、委員の皆様のご意見もお伺いしたいと思いますが、「～次世代につなぐ安全・安心・快適なまち～」を副題として追加しました。これは、本市都市計画マスタープランの将来像の副題と同じになります。

次に２点目ですが、計画書案の６６ページ、６７ページをお願いします。

土地利用ゾーンの箇所に関し、産業振興・土地利用調整ゾーンについて、産業振興ゾーンと土地利用調整ゾーンに分けて、市街化区域の工業専用地域と準工業地域を産業振興ゾーン、市街化調整区域の土地利用調整エリアを土地利用調整ゾーンとして位置づけました。また、６８ページの土地利用ゾーニング図を整理しました。

次に３点目ですが、計画書案の８７ページをお願いします。

歩いて暮らせるエリアを形成するため、歩行者空間の向上だけでなく、バリアフリー化、金剛、金剛東地区におけるウォーカブルな空間づくりについて、追記しました。

次に４点目ですが、担当課と調整しましたところ、現段階では、三世代同居の支援事業を実施する予定はありませんが、いただきましたご意見につきましては、担当課へ情報提供をしています。

次に５点目ですが、ご提案いただきました内容につきましては、今後の都市計画マスタープランの改定の際に検討していきたいと考えています。

次に６点目ですが、計画書案の９２ページをお願いします。

「農業の振興」に関し、農業の振興の施策である、農地等の維持・保全について記載しました。また、「産業の振興」に関し、産業の振興の施策である、中小企業等の振興について記載しました。

その他、表記方法につきまして、いただきましたご意見を基に修正等しました。

まず、計画書案の７７ページをお願いします。

オレンジの線の説明を追記しました。また、都市機能誘導区域の説明を充足させました。

次に計画書案の８３ページをお願いします。

グラフの典拠を追加しました。

次に計画書案の９１ページをお願いします。

幹線と地域について、補足説明を追加しました。

たいへんおそれいります。右上に「資料２」とあります「第３回委員会での主な意見と対応について」と書いております資料に戻ります。３ページをお願いします。

柳原委員からは、主に３点のご意見をいただきました。

まず、１点目としまして、計画書案の８６ページの「住みやすい・働きやすいまちづくり」について、歩行者・自転車の交通安全対策は積極的に進める必要があると考えられます、とのご意見をいただきました。

次に２点目ですが、誘導施設候補などの商業施設も合わせてバリアフリー化を進める必要があると考えられます、とのご意見をいただきました。

次に３点目として、金剛、金剛東地区のバリアフリー化について、ご意見をいただきました。

その他、計画書案の記載方法について、ご意見をいただきました。

まず、１点目ですが、計画書案の８７ページをお願いします。

住みやすい・働きやすいまちづくりに、歩行者・自転車の交通安全対策について追記しました。

次に２点目ですが、同じページです。バリアフリー化の対応としまして、誘導施設候補の商業施設や駅周辺のバリアフリー化について追記しました。

次に３点目ですが、同じページです。金剛、金剛東地区につきまして、バリアフリー化を含む「歩いて暮らせるエリアの形成」が重要であると考えられますことから、「歩いて暮らせるエリア形成」の中に、金剛、金剛東地区のウォーカブルな空間づくりについて追記しました。

最後に、計画書案の９１ページの「幹線」「地域」については、先ほどご説明しましたとおり、補足説明を追記しました。

たいへんおそれいります。右上に「資料２」とあります「第３回委員会での主な意見と対応について」と書いております資料に戻ります。４ページをお願いします。

地下委員からは、計画書案の８７ページの「居住の促進」と「住みやすい・働きやすいまちづくり」の項目に関して、どのように分けて考えているのでしょうか、また、医療や福祉、働きやすいまちに関する内容を含めてはいかがでしょうか、とのご意見をいただきました。

計画書案の８６ページをお願いします。

「居住の促進」は、居住誘導区域への誘導の施策との位置づけで、「住みやすい・働きやすいまちづくり」は、居住誘導区域での住環境の向上との位置づけです。また、８７ページに「住みやすい・働きやすいまちづくり」に、医療体制の充実、地域福祉の推進について、追記しました。

たいへんおそれいります。右上に「資料２」とあります「第３回委員会での主な意見と対応など」と書いております資料に戻ります。５ページをお願いします。

武田委員からは、２点のご意見をいただきました。

まず、１点目ですが、計画書案８７ページの「歩いて暮らせるエリアの形成」は、移動環境の整備による歩行者空間の向上だけで実現できるものではなく、エリア内の生活に必要な諸機能とセットではじめて形成できるのではないかと思います。そこで、「歩いて暮らせるエリアの形成」は「住みやすい・働きやすいまちづくり」の次に掲載し、「住みやすい・働きやすいまちづくり」で掲げられている生活に必要な諸機能の向上を図るまちづくりとあわせて、それらが安全・快適に歩くことができる歩行者空間でネットワーク化されることで、歩いて暮らせるエリアの形成を目指す、という構成にしてはどうでしょうか、とのご意見をいただきました。

次に２点目ですが、計画書案９２ページの農地については、主に自然環境保全ゾーンに位置する農振・農用地はもちろん、居住環境育成ゾーンに位置するような都市農地についても「あるべきもの」として保全・活用を図ることが求められるものであると思います。そこで例えば、「農空間については、大規模なまとまりのある農業生産の場としてだけでなく、環境保全や防災などの多面的な機能が発揮されるように適正な保全と活用に取り組みます。」などの表現にするのはどうでしょうか、とのご意見をいただきました。

まず１点目ですが、計画書案の８７ページをお願いします。

「歩いて暮らせるエリアの形成」につきましては、ご指摘のとおり、「住みやすい・働きやすいまちづくり」の次に記載しました。また、記載内容につきましては、移動環境の整備による歩行者空間の向上だけでなく、ウォーカブルな空間づくりやバリアフリー化についても追記しました。

次に２点目ですが、計画書案の９２ページをお願いします。
農空間の保全･活用につきまして､農地の持つ多面的な機能について追記しました。
たいへんおそれいります。右上に「資料２」とあります「第３回委員会での主な意見と対応について」と書いております資料に戻ります。６ページをお願いします。
山元委員からは、４点のご意見をいただきました。
まず、１点目ですが、市内全幼稚園は令和３年から「３年保育」「預かり保育」「給食」「合同保育」を柱に、保護者のニーズに沿った取組を行っており、民間保育施設の誘致等で保育の受け皿も拡大するなど、増加する保育ニーズに対応しています。今後は、待機児童の解消とともに「医療的ケア」「療育的支援の充実」「病児保育の充実」が子育て教育関連施設の充実につながっていくと思います。これらの今後の動向が注目されるとともにこのような取組の情報（PR）も大切になると思います、とのご意見をいただきました。
次に２点目ですが、公民館や図書館は、高齢者の居場所・学習の場として今後ますます利用度が増加します。それに伴い、施設内のバリアフリー化も求められ、高齢化社会の対応施策の一つとなりつつあると思います、とのご意見をいただきました。
次に３点目ですが、コロナ禍により、テレワークが可能となり、大都市から地方都市へ移住する人が増えつつあり、「富田林で田舎ぐらし」「のんびり富田林でくらす」「富田林市で畑付き物件」等の言葉をネットで見かけることが多くなりました。富田林市の特徴である自然と歴史に加えて、都市機能が集積することで、コロナ禍でも、魅力あるコンパクトシティーになりうると思います、とのご意見をいただきました。
次に４点目ですが､富田林市はコロナ禍で利用者減少のためのタクシー事業者応援のため、市内７５歳以上の高齢者と妊婦にタクシー料金を軽減しています。このような取組が、今後、高齢者外出支援の伏線となれば良いと願っています、とのご意見をいただきました。
まず、１点目ですが、本市におきましても、待機児童解消や長時間保育・一時預かり等、保育ニーズが増加していることは認識しております。また、ご指摘いただきました点につきましては、担当課へ情報提供しております。
次に２点目ですが、公民館や図書館につきましては、今後、エレベーターの設置等施設設備の充実に取組みます。
次に３点目ですが、ご指摘のとおりと考えます。
最後に４点目ですが、現在、タクシー事業者に対する支援は行っていませんが、高齢者が安心して外出できるよう､各地域の特性に応じた公共交通の導入を検討していきます。
以上が、各委員から書面にていただきました、ご意見とその対応になります。
また、今回、併せて、表記方法を分かりやすくするため、一部見直しましたので、ご報告いたします。
次に、計画書案の８０ページをお願いします。
（３）について、明確に都市機能誘導区域の設定としました。
次に、計画書案の８５ページをお願いします。
（３）について、明確に誘導施設の設定とし、昨年の委員会でご承認をいただきま

した、誘導施設をその機能や根拠法令などを記載しました。
次に、計画書案の７９ページに戻ります。
以前、さきほどの８５ページに記載していました、各都市機能誘導区域周辺の施設をこちらのページにまとめました。
次に、計画書案の９０ページをお願いします。
追加として、本市公共施設再配置計画に基づく取組を追記しました。
最後に、アンケートについて、ご報告させていただきます。
期間は、令和４年４月４日～令和４年５月２日の２９日間で、市広報紙及びウェブサイトでの閲覧、そして、市役所本庁舎を含む１８の市の施設において、計画書案を設置し、ご意見を募集しましたが、提出されたご意見ありませんでした。
以上で、次第２（１）「第３回委員会での主な意見と対応及びアンケート結果について」についてのご説明とさせていただきます。

【議長：増田会長】
ありがとうございました。第3回は書面審議ということで、委員の皆様が資料をご覧になった上で、ご意見を丁寧に述べていただいたと同時に、それを本編に反映させていただいたというところでございます。
何か他にお気づきの点はございますでしょうか。船本委員どうぞ。

【船本委員】
丁寧な説明をありがとうございます。
社会福祉を専門としている立場として、表記の仕方で気になった点があります。
８７ページ、「地域・高齢者福祉の推進」とありますが、「地域福祉・高齢者福祉の推進」の方が適切だと思います。
もう一つ、富田林市も他の市と同様に、高齢化率が上がってきているところです。資料の方にも、それにより介護が必要な人が増えるということは書かれていて、高齢者への対応は重要な課題であるということが共通の認識を得られていると思いますが、2行目「高齢者が安心して住み続けることができる環境」とあり、高齢者だけという形になっているので、ここの修正をお願いしたいです。「高齢者や支援を必要とする人が安心して住み続けることができる環境」という表現の方が、富田林市に住んでいる人全員を対象としていることがはっきりと分かるかと思います。
８６ページ、住み替え支援の部分では、「高齢者、障がい者に対応した住宅供給の促進」とあり、おそらくバリアフリー住宅を想定されていて、支援の対象がはっきりと分かるようになっています。８７ページでは、それが反映されておらず、高齢者以外の人で支援の必要な人がどうなるのかが分かりづらいので、書き足していただきたいと思います。そうなると、「地域包括ケアシステムを推進することで」の文言とつながるのかというところが懸念されるので、「等」を入れて幅広くすることをご提案させてもらいます。

【議長：増田会長】

分かりました。事務局いかがでしょう。

【事務局：田中】
ありがとうございます。次回の委員会で、反映した上でご報告させていただきます。よろしくお願いします。

【議長：増田会長】
他にはいかがでしょう。

【柳原委員】
柳原です。ご説明ありがとうございました。
私からの意見は１つありまして、８７ページ、「歩行者・自転車の交通安全対策」についてです。このエリアは、ウォーカブルで歩いて暮らせるような地域にしましょうということなので、どちらかというと歩行者・自転車に対して安全を教育するという書き方になっているのですが、それにプラスして車の流入抑制や速度抑制など、車側に対する規制についても合わせて入れていただいて、ウォーカブルなまちにするには車をいかに排除するのか、車の速度をいかに抑制するのかが重要になってきますので、その辺りの施策も書いていただけると有難いかと思います。以上です。

【議長：増田会長】
それは、「歩いて暮らせるエリアの形成」の部分に入れたら良いですか。それとも「歩行者・自転車の交通安全対策」の部分なのか、どちらに入れたらよいでしょうか。

【柳原委員】
先生のご指摘のとおり、「歩いて暮らせるエリアの形成」の部分で、ウォーカブルを推進するために車等の抑制を図るという書き方でもよいかと思います。

【議長：増田会長】
その方がよいかもしれませんね。事務局の方もよろしいでしょうか。

【事務局：田中】
ありがとうございます。これについても、次回までに追加してご報告させていただきます。

【議長：増田会長】
ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。

【置田委員】
色々なご意見ありがとうございます。私からは、歩いて暮らせるエリアの形成につ

いてです。
　富田林市では、安心して歩ける歩道は一部しかありません。私どもが住んでいる五軒家の地区では、遊歩道がないために非常に危険な所があります。歩道の幅が非常に狭いため、すぐ横を車が通り、特にお年寄りが安全に歩けるように改善してもらいたいところがたくさんあります。本当に遊歩道をつけてもらいたいと思います。
　それと、資料２の山元委員からのご意見にもあるように、我々高齢者は、免許証を返納すると買い物に行けなくなるので、タクシー料金の割引制度があればいいなと思います。これも合わせてよろしくお願いします。

【議長：増田会長】
　居住誘導区域内での移動環境の整備という話の中で、歩いて暮らせるまちづくりを推進するために歩行者空間の向上に努めるということを書いています。
　しかし、本当に歩道空間を生み出していけるかということは難しいところでありますが、それを目標するということなのでしょうね。そういう理解でよろしいでしょうか。

【事務局：田中】
　はい、ありがとうございます。

【議長：増田会長】
　そういう面で言いますと、歩行者空間の向上ということも重要な点ではありますが、もう一つ、自転車の活用のためにはその安全対策として、可能ならば自転車の走行環境の向上も施策として入れておかないといけないと思います。
　特に大学の近辺など交通量の多い３１０号線で、矢羽根の路面標示により自転車も通行できるよう整備されていますが、自転車利用者が多く、見ていると非常に危険な感じがします。インフラの脆弱性というのは、日本全体の大きな課題でありますが、自転車の走行空間はできる限り改善した方がよいと思いますが、柳原委員いかがでしょうか。

【柳原委員】
　おっしゃるとおりです。確かに交通安全上は、自転車専用道路を整備することが有効であります。しかし、矢羽根を表示することにより地域によっては逆に事故が増えたという事例もあります。車の利用者の方の中には、矢羽根の意味があまり分かっておらず、車を駐車したり、自転車利用者でも逆走したりしてしまうことがあります。本来であれば、自転車専用道路を整備すべきであると思います。

【議長：増田会長】
　ご検討いただければと思います。よろしくお願いします。他にはいかがでしょうか。佐久間委員お願いします。

【佐久間委員】

まずは、書面開催であったため、どのように意見を申し上げたらよいのか、意見をたくさん書かせていただきましたが、丁寧にご対応いただいてありがとうございます。

概ねいいかなと思い、皆さんの意見を聞きながら確認していたのですが、指摘したい点が出てきましたので申し上げたいと思います。

６７ページ、従前の案では、産業振興土地利用調整ゾーンとしてまとまった記載になっていましたが、今回はそれを分けるように修正していただきました。「土地利用調整ゾーンの方針」の部分で、この記載では、何か積極的に地区計画で開発をするように見えてしまうので、「市街化調整区域の基本理念を踏まえつつ」という限定的な記載を入れていただいていますが、例えば、「必要に応じて検討します」という表現の方が実態に合うのではないかと思いました。語順といいますか、順番でいくと「市街化調整区域の土地利用調整エリアにおいては、市街化調整区域の基本理念を踏まえつつ必要に応じて地区計画制度を活用し、活性化に寄与できる集客施設等の立地を図ります。あるいは検討します。」そういった表現でいかがでしょうか、というのがご提案です。

【議長：増田会長】

市街化調整区域の基本理念を踏まえつつというのは、基本的には市街化の抑制区域であるということですので、ご指摘の表現方法が適切かもしれませんね。よろしくお願いします。

他にはいかがでしょうか。山元委員からもご意見をたくさんいただきましたが、これでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

あとは、具体的施策の検討を担当課にお願いするというご意見があったかと思いますが、その形で対応するということでよろしいでしょうか。

また、市民の方からは、中間報告というところでありましたので、残念ながら意見が出なかったということでした。最終のパブリックコメントでは、長大な１００ページにわたるこの冊子を市民の方に読んでいただいてコメントしてもらうというのは、しんどいかと思いますので、概要版としてまとめていただき、概要版を見てパブリックコメントに回答できるような形で、そのような工夫を最終的にはしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議題１は終わりまして、議題２の防災指針について、本日はご欠席でありますが、地下委員からいただいたご意見を反映した形でご提案するということでよろしくお願いします。

【事務局：荒木】

都市計画課荒木です。よろしくお願いいたします。

先程の説明は、資料が多岐に渡り見にくくなってしまい申し訳ございませんでした。

今回は、資料１「富田林市立地適正化計画　計画書案」のみを使用いたしますので、よろしくお願いします。

それでは、次第２（２）「防災指針」について、ご説明させていただきます。
資料１　計画書案の９３ページをお願いします。
１．の防災指針の方針について、ですが、防災指針については、令和２年の都市再生特別措置法の改正により、居住誘導区域内での防災対策、安全対策を定めるため、作成が義務付けられました。
本市の居住誘導区域は、国土交通省の定めた都市計画運用指針に基づき、市街化調整区域を除き、公共交通徒歩圏として、おおむね鉄道駅から８００ｍ、バス停から半径３００の範囲とし、また、災害リスクの考えられる区域として、土砂災害特別警戒区域等の区域を除き、浸水想定区域の想定最大３ｍ以上、家屋倒壊等氾濫想定区域を除いた区域で、町丁目や区域区分の境界を目安として定めています。
その中で、本市の居住誘導区域内における防災指針の策定対象となる区域における災害リスクは、居住誘導区内において、浸水想定区域の想定最大３ｍ未満が想定される区域があり、この区域について、防災指針を定めることになります。
また、地震や災害全般に対しても、取組方針を定めるものとします。
なお、防災関係のご専門である、地下委員におかれましては、本日ご欠席となっていますが、事前にこの資料を送付し、ご助言をいただいております。その中で、この資料の内容については、おおむね問題がないが、一部資料の追加のご助言をいただき、その資料を追加したうえで、本日、ご用意させていただいています。
次に９４ページをお願いします。
２．の富田林市における災害リスク分析ですが、すべてご説明はお時間の都合上、省略させていただきますが、本市の気象として、年平均気温は１６．７度、月平均降水量は約９０ミリメートルとなっています。
また、石川及びその支流の河川が存在します。また、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域などは、居住誘導区域に含めていません。
居住誘導区域内の災害リスク分析ですが、先ほどご説明させていただきましたとおり、浸水深３ｍ未満の区域を含めており、これに対する分析を中心に行っています。
次に９５ページをお願いします。
地震に関する情報として、本市、断層型地震として、上町、生駒断層地震、海溝型地震として、南海トラフが想定されています。規模については、右下の表のとおりです。
次に９６ページをお願いします。
建物階数の状況となっています。河川沿いの浸水想定区域内も、建物の平均階数が２階以下となっています。
次に９７ページをお願いします。
ここから１０１ページまでの部分は、地下委員からご助言をいただき、救急車の走行等が困難になるとされる浸水深が０．３ｍ以上の施設や道路を図示したものになります。
まず、避難施設ですが、機能低下が考えられる避難所・緊急避難所が２施設、協力避難所・協力避難施設が１施設となっています。河川区域内に立地する避難施設は、河川の氾濫が想定される為、利用できる施設では無いものとして記載を除いておりま

す。次回までに整理をし、記載するように致します。
次に９８ページをお願いします。
機能低下が考えられる病院が１施設、診療所が４施設となっています。
次に９９ページをお願いします。
機能低下が考えられる高齢者福祉施設は、通所型が３施設、複合型が１施設、保育所が１施設となっています。なお、本市東側にあります複合型施設「和が家」について、赤★で記載しておりますが、赤▲へ修正致します。
次に１００ページをお願いします。
緊急交通網の一部に、救急車の走行が困難になると考えらえる区間があります。
次に１０１ページをお願いします。
長期の孤立に伴う飲料水や食料の不足による健康障害の発生、生命の危機が生じるおそれがあるとされている浸水深継続時間７２時間（３日間）以上のエリアは、本市にはみられません。
次に１０２ページをお願いします。
土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定のある箇所は、居住誘導区域に含めていません。
次に１０３ページをお願いします。
ここからは、居住誘導区域内における、浸水想定区域の地区ごとの現状を整理しました。浸水深３メートル以上の箇所は、居住誘導区域から除いていますので、３メートル未満の区域について、垂直避難の関係から、地区別に建物の階数を示しています。
まず、喜志町、川面町地区ですが、東側に石川があります。平屋は４軒です。次に、富田林町地区については、同じく、東側に石川があり、平屋は０軒です。
次に１０４ページをお願いします。
山中田地区については、西側に佐備川があり、平屋は２件です。西板持地区については、東側に佐備川があり、平屋は１９件です。
次に１０５ページをお願いします。
甲田地区については、東側に石川があり、平屋は５件です。錦織地区については、東側に石川があり、平屋は２５件です。
次に１０６ページをお願いします。
取組方針としまして、１）の地震に関する取組としまして、観測体制の充実、建築物の耐震化に努めます。２）の洪水に関する取組ですが、河川の整備として、管理者である大阪府において、石川及び宇奈田川において、河道拡幅、堤防嵩上げなどが実施されます。
また、水害減災対策として、的確な情報提供等を行います。また、河川管理者との連携に努めます。
また、水害対策を含めた災害全般の取り組みとして、公共施設の耐震化や民間住宅の耐震化、地域防災力の向上について記載しています。
さらに、災害全般に関する取組として、建築物の耐震化や地域防災力の向上に取り組みます。
最後に、施策に関する指標として、防災訓練の参加者数、自主防災組織数、避難行

動要支援者支援組織数の目標を記載しています。
　取組みは、これらのものとなり、大阪府による河川の改修、耐震に関する取組み以外は主にソフト面からの取組みとなります。
　地下委員からは、取組みとしては、ここに記載のあるソフト面からの取組みが中心となることは、ご賛同いただいております。この取組みにつきましては、十分に防災担当部局と連携を図っていきたいと考えております。
　以上で説明とさせていただきます。ありがとうございました。

【議長：増田会長】
　ただいま、ご紹介いただきました防災指針について、何かお気づきの点がございますでしょうか。
　特に居住誘導区域の設定に関して、住宅の２階に避難すれば、命は守れるだろうということで、浸水深３ｍ未満までは区域内に含めるということにしましたので、注意を要する点があることを付記していただいているということです。
　これについていかがでしょうか。佐久間委員お願いします。

【佐久間委員】
　はい、増田先生からご指摘がありましたが、１０４ページ、山中田町地区と西板持地区について、特に気になって資料を見ていたのですが、この地区をそもそも居住誘導区域にするべきかということを思いました。居住誘導区域の全体の方針で、バス停から３００ｍ圏ということで設定されていると思いますので、居住誘導区域でない方がいいのではないかという議論はしんどいかと思い、ひとまずこのままで居住誘導区域とします。その上で、浸水深３ｍで線を引いて、３ｍより超えるところは居住誘導区域から外されていると理解をしました。
　結論から言いますと、居住誘導区域にするとしても、別立ての第３のゾーン設定といいますか、例えば防災対策推進区域というような形で、一定程度の浸水が想定されてるところは、２階建て以上の住宅であることですとか、本来は面的なかさ上げできるといいのですが、そこまでは難しいということで、個別の住宅ごとに、可能な範囲でかさ上げをするなど、一定の防災対策をしていただくこととセットで建築を認めるなど、エリア特性の防災指針といいますか、何らかの対策をご検討いただけないかなと思います。
　資料をせっかく作っていただきましたが、これを市民の方がご覧になると、危険な地域があるということだけを書いて終わっていて、自分達がどうしたらいいのかということになると思います。そのため、どこまで施策として書き込めるかは検討するところでありますが、この場所の特性を踏まえて、居住誘導区域とする代わりに一定の対策を求めるという形で整理できればいいのかなと思って拝見していました。

【議長：増田会長】
　１０３ページ以降で、「居住誘導区域内における、浸水想定区域の地区ごとの現状

を整理しました。」で止まっている文章ですので、各地区を整理した結果、例えば①喜志町、川面町地区では、浸水深１．０～３．０ｍの区域があり、建物が４２軒、しかも平屋住宅が４軒あるということで、これらの住宅に対してどのように呼びかけをするのか、あるいはどのような対策をすればよいのかということを記述する必要性があるのではないかというご指摘ですので、ご検討いただきたいと思います。
今の時点で何かご回答がございますか。

【事務局：田中】
はい、検討したいと考えます。資料にも記載があるように、大阪府で平成２８年に河川の整備計画をまとめております。これは浸水深を示すと同時に、河川の整備計画通りに整備が進めば、このエリアの浸水深も大幅に変わるということが示された上で、計画を定めています。これも含めまして、現時点ではこのような浸水深の危険性があるけれども、計画通りに整備が進めば、危険なエリアが変わる可能性もあります。今後は、担当課を通じて調整をしたいと思います。

【議長：増田会長】
そうですね。検討を深めてもらいたいと思います。他にいかがでしょうか。

【置田委員】
特に佐備川は整備が進んでおらず危険な所なので、河川整備を進めて欲しいです。

【議長：増田会長】
課題を整理しただけでは、居住者の方が不安に思われるでしょうから、その辺りのことまで書き込んでいただきたいです。山元委員、いかがでしょうか。

【山元委員】
山中田町地区や西板持町地区に関して、この辺りには大伴小学校や彼方小学校があります。教育委員会では、台風の時、他の小学校では暴風警報が出た際に休校となりますが、この地区だけは、やはり特別ということで、大雨洪水警報が出ただけで休校となります。このように特別な対応をとっています。

【議長：増田会長】
大学でも、暴風警報が出ないと休校にはならないです。やはり、この地区では居住者の方に、きめ細かく対応しておくことが大事になりますね。ありがとうございます。
他はいかがでしょうか。柳原委員どうぞ。

【柳原委員】
質問ですが、１０７ページの「地域防災力の向上」と「施策に関する指標」は、これは居住誘導区域に関して実施するのか、それとも一般的な話なのかどちらでしょう

か。

【事務局：田中】
　防災全体の取り組みとして、一般的なことを記載しております。

【柳原委員】
　そうですか。しかし、これは居住誘導区域に関して更に防災力を上げていかないと誘導区域にはならないと思いますので、その辺りを書き込む方がよいと思いました。

【事務局：田中】
　先程の、各地区の課題と合わせて再度整理して、次回にご提示したいと考えております。

【議長：増田会長】
　はい、よろしくお願いします。富田林市では、農業施策の中で防災農地は指定されていないのでしょうか。

【事務局：片岡】
　はい、富田林市では防災農地の指定はございません。

【議長：増田会長】
　基本計画の中で、積極的に防災農地の指定をすることは盛り込まれないのでしょうか。

【事務局：片岡】
　昨年度末に農業振興ビジョンという、本市の農業施策の方向性を取りまとめたものを策定致しました。その中で、防災協力農地の登録制度を進めていくことを明記しています。

【議長：増田会長】
　そういうことは、本計画の中で少し触れておいてもらう方がよいと思います。特に大きな期待をするのは、ハウス等の設備のある農地を防災協力農地に指定してもらうと、一定の時間は雨風をしのいで過ごしてもらえることになります。これについて、「地域防災力の向上」にコメントできるなら記載しておいて欲しいと思います。
　他にいかがでしょう。

【山元委員】
　教えていただきたいのですが、洪水や浸水に関する資料は多くあり、分かりやすかったのですが、地震に関してです。以前に淡路島の野島断層で、断層の右と左では建

物の倒れ方が全く違うということを目の前で見て、とてもびっくりしました。富田林市の広報に活断層の地図が載っていたことがあり、自分の家の近くに活断層が通っているということを思いながら見ていました。
　このような活断層に関して、自分の住んでいる地域のことを知っておくという意味では、本計画に載せる必要がないものなのでしょうか、それとも活断層は大したことはないから載せなくでよいというものなのでしょうか。素人で分からないので教えていただきたいと思います。

【議長：増田会長】
　この頃は、活断層などに関する情報についてもインターネットで簡単に検索できるようになり、自分で調べることができるようになっています。これらの掲載についていかがでしょうか。

【事務局：田中】
　立地適正化計画の中の防災指針で、活断層だけをフォーカスして載せることは今のところ考えていないのですが、もし活断層の位置などが必要であれば情報提供させていただきます。

【山元委員】
　活断層がどのように動くのかは分からないのですが、自分の住んでいる場所にあるのかないのかを知っておくのと知らないでいるのでは、防災に対する心構えが違うかなと思ったところです。

【議長：増田会長】
　立地適正化計画の防災指針の中で、活断層をどう扱っているかを調べてもらえるでしょうか。どこに活断層があるのかは、インターネットなどで検索することは簡単にできる世の中になっていますが、それを住民としてどう理解すればよいのかというコメントを記載している市町があるのか調べていただきたいです。地形的に起伏があるところはほとんど活断層で、全国に分布しているのですが、どのように扱っているのか先進事例があるのか、参考にしたいと思います。調べて科学的根拠がないということになれば、掲載することで混乱を招くことになりますので、調べてもらって考えたいと思います。

【山元委員】
　活断層に関して、以前に広報に掲載された時に、これが出ることで土地の価格が下がるのではないかと思ったこともあります。住民の利害にも影響するということで、公共の機関がこのような情報を出してしまうと市民にご迷惑をかける可能性もありますので、プラスとマイナスを検討していただきたいです。

【議長：増田会長】
従来は、地価への影響があるので公共機関が情報をオープンにしないという方針でしたが、リスクは極力情報公開するという方向へ変わってきています。浸水深に関してもそうですし、公共としては、危険を住民に知らせるということはある一定程度求められている社会になりましたので、先進事例を調べるということでお願いします。今後、ますます自然災害が頻発し巨大化していることもありますので、よろしくお願いします。線状降水帯の発生予測に関しても、情報の正確性は確率的にはまだ低いが、発生の半日前には公開しようという方向になっていますので、知らないよりは知っておいてもらう方が安全に避難できるという流れになっていると思います。よろしいでしょうか。
議題２の防災指針についての意見交換は以上とさせていただきます。議題３の目標値の設定及び計画の進行管理についてご説明をいただき、意見交換をしたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局：荒木】
続きまして、都市計画課荒木です。よろしくお願いいたします。
それでは、次第２（３）「目標値の設定及び計画の進行管理」について、ご説明させていただきます。
それでは、資料１　計画書案の１０８ページをお願いします。
１の目標値の設定ですが、国土交通省の都市計画運用指針によりますと、立地適正化計画に基づき実施される施策の有効性を評価するため、目標値を設定するとともに、期待される効果についても定量化されるなどの検討を行うのが望ましいとされています。その中で、基本的な目標値として、居住誘導区域内の人口密度や公共交通利用者数は、積極的に位置づけるべきとされています。
そこで、この計画の目標年次である２０年後の令和２４年における評価指標の目標値を設定します。
まず、１）の居住誘導にかかる指標及び目標値ですが、評価指標として、居住誘導区域内の人口密度を設定します。
居住誘導区域内の人口密度については、現状、ヘクタール当たり７１．６人となっています。そこで、本市まち・ひと・しごと創生総合戦略における新たな人口推計によりますと、本市の人口は、２０年後の令和２４年までに２５．８パーセント減少する見込みであり、居住誘導区域内の人口も同様に減少すると仮定すると、居住誘導区域内の人口密度は、ヘクタール当たり５３．１人まで減少します。
誘導施策の実施等により人口減少を抑制し、人口密度の維持を図ることから、将来目標値として、居住誘導区域の人口密度をヘクタール当たり６０人と設定します。
下の図の参考の居住誘導区域内人口は、このヘクタール当たり６０人を基に推計した人口となります。
なお、この数値は、人口の減少率が類似しています、河内長野市を参考にしています。
次に１０９ページをお願いします。

次に、2）の都市機能誘導にかかる指標及び目標値ですが、都市機能誘導区域における誘導施設の立地数を設定します。

まず、富田林駅生活圏ですが、誘導施設として、市役所本庁舎、子育て支援施設、図書館、スーパーマーケット等の商業施設としています。

現在、市役所本庁舎は存在し、現地建替えが計画されています。また、子育て支援施設は現在計画中です。図書館も現状維持とし、スーパーマーケット等の商業施設としては、現在、コノミヤ、サンディ、関西スーパー、サンプラザの４施設が存在しています。

目標値としましては、既存の市役所、図書館は維持し、かつ、スーパーマーケット等の商業施設はこの数以上を維持するとして、子育て支援施設の建築を行い、この施設について立地を進めたいと考えています。

次に、喜志駅生活圏ですが、誘導施設として、スーパーマーケット等の商業施設としています。

現在、サンプラザのみとなっていますので、目標値としましては、現状維持以上を目指すこととします。

最後に、金剛駅生活圏ですが、金剛連絡所周辺においては、子育て支援・交流複合施設の建築を進めることとします。また、スーパーマーケットについては、現在関西スーパーのみとなっていますので、この数以上を目指すこととします。そして、大型商業施設及び総合病院周辺においては、現在の施設を維持することとします。

次に、３）の公共交通にかかる指標及び目標値として、市内６駅の鉄道駅、近鉄、南海、金剛バスすべての市内公共交通の利用者数を評価指標とします。

鉄道については、延べ乗車人数、バスについては、延べ乗降人数となっていますが、これは、本市交通担当部局に民間交通業者から報告があるのが、この形式となっておりますため、このままにしております。

現状ですが、令和２年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、乗降客数が大きく減少していたため、令和元年度実績を現状値とします。

近年、公共交通の利用者数が微減傾向にあり、この傾向が続くとバス路線の廃止や公共交通サービスの低下が懸念されます。この傾向に歯止めをかけるため、公共交通徒歩圏への居住の誘導や交通ネットワーク施策の推進により、将来にわたり利用者を少なくとも維持する目標値を設定します。

次に１１０ページをお願いします。

２の計画の進行管理ですが、まず、1）の計画の進行管理としまして、立地適正化計画に基づく施策や事業を着実に推進していくには、計画の進行管理が重要です。立地適正化計画は都市計画マスタープランとの綿密な連動が必要であることから、都市計画マスタープランの進行管理の仕組みと連携しながら PDCA サイクルによる効率的な進行管理を行い、適切な見直しを図っていくものとします。

次に１１１ページをお願いします。

次に、2）見直しの時期ですが、都市再生特別措置法では、立地適正化計画について、おおむね５年ごとに、施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努め、それらを行ったときは、その結果を都市計画審議会に報告しなければ

ならないとしています。
　このため、見直しのスケジュールはこの図のとおりとします。
　以上で、ご説明とさせていただきます。ありがとうございました。

【議長：増田会長】
　はい、ありがとうございました。ただいまの成果指標並びに進行管理について、お気づきの点、あるいはご質問等ございますでしょうか。

【山元委員】
　質問です。１０９ページ、都市機能誘導にかかる指標及び目標値の中で、富田林駅生活圏で子育て支援施設を現在計画中であるとおっしゃっていました。しかし３７ページ、子育て支援施設分布図では、４－１子育て支援施設が既にあるのですが、これは具体的にどういった施設のことでしょうか。

【議長：増田会長】
　いかがでしょうか。３７ページの４－１の施設は何を計上しているのでしょうかということであります。

【事務局：田中】
　都市機能誘導区域の中で、子育て支援施設として位置づけているものをもう一度精査したいと思います。現在計画を立てている施設もありますので、現状の施設がいくつかあり、目標値をいくつにするのか、改めてご報告させていただきたいと思います。申し訳ございません。

【議長：増田会長】
　これらの施設に関して追加の話ですが、資料を見ていると、都市機能誘導区域と言いながら、各施設の数が非常に少ないように思います。７８ページ、例えば喜志駅周辺においてオレンジ色破線内の地域拠点内で、小規模なものも含めて医療施設や子育て支援施設などが分布していますが、この現状値と、１０９ページの目標値との整合性も含めてもう一度確認していただきたいです。医療施設に関して、総合病院の数だけを目標値とするのか、それとも診療所も含めてある一定の集積を維持するという形で書くのかについて検討していただきたいです。いかがでしょうか。

【事務局：田中】
　診療所につきましては、誘導施設としては位置づけないと考えております。というのは、診療所は市内全域にある方が便利という理由からです。そのため、都市再生特別措置法の誘導施設としては、あくまでも総合病院だけを位置づけることを考えております。

【議長：増田会長】

これらについても、他市町の計画と比較してもらいたいです。特に喜志駅に関して、都市機能誘導区域と言いながら、商業施設が１つで鉄道駅があれば都市機能誘導区域として設定できるのかというところが疑問です。７８ページを見ると、実際には、コンビニやスーパーマーケット等の商業施設や診療所等の医療施設も多くあり、各施設が一定の集積をしているので地域の拠点的な位置づけになっているのだと思います。都市機能誘導区域内の施設の書き方がこれでよいのかどうか、誘導施設だけを書くだけでよいのかを検討してもらえるでしょうか。このままでは、都市機能誘導区域における機能集積の仕方が弱いという感じがして、特に文化施設に関しては、都市機能誘導区域ではないエリアに立地している施設があるようです。

佐久間委員、いかがでしょうか。

【佐久間委員】

確かに心証としては、そうかなとは思いますが、もう少しデータを見返して必要があればご連絡をしたいと思います。

【議長：増田会長】

事務局でも一度精査してみて下さい。

【事務局：田中】

ご指摘のとおりでありますが、都市機能誘導区域内における誘導施設として位置づけますと、区域外で設置する場合は届出が必要となります。庁内で検討したところ、介護施設や医療施設等は市内全域で設置して欲しい施設でもあり、会長のおっしゃるとおり都市機能誘導区域に必要なのですが、区域外でも必要であるため、あえて誘導施設として書いていないということであります。

【議長：増田会長】

なるほど、ここに誘導施設として書いてしまうと、他地域の利便性の低下につながってしまうという可能性があるということですね。

【事務局：田中】

もう少し他市の事例を見て、ご報告させていただきます。

【議長：増田会長】

もう一つ気になることとして、目標値の設定について、総人口では２５．８％減るということでありますが、居住誘導区域内では１６．２％にとどめるということで、裏返せば居住誘導区域以外では、４０％ぐらい減るということになります。そうしなければ将来人口の人口推計値にはならないですが、これはそういう理解でよいでしょ

うか。まちのコンパクト化をめざすので、ある一定の人口密度を高めるエリアと、一方で縮退させるエリアができてもよいのですが、居住誘導区域外の人口の減り方をそこまで大きく見ても大丈夫なのかということです。

【事務局：福元】

　このように記載してしまうと、そのような読み方になりかねないことになりますので、参考として書いている総人口の表現方法を含めてもう一度検討したいと思います。

【議長：増田会長】

　そうしてください。そうでなければ、居住誘導区域にならなかったエリアでは、人口が２５％減どころか４０％減少することを良しとしていることになります。市全体を平均的にすることでは、計画の意味がなくなるので、メリハリをつけることは必要なことではありますが、目標値の数値をどのようにするのかというのは悩ましいところです。

　それと、「第２期富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口推計値は、国立社会保障・人口問題研究所の大幅に人口が減る数値を採用されているのですか、それとも市で施策展開することによりある一定の上方値となる数値を採用されているのでしょうか。

【事務局：福元】

　社人研よりも減り方が少しだけ緩やかな数値を採用しています。

【議長：増田会長】

　他にいかがでしょうか。

【柳原委員】

　公共交通にかかる目標値ですが、現状値維持でよいとは思いますが、人口が２５％減るのにもかかわらず、現状値維持というのは、かなり頑張った数値かなと思っています。今後コロナ禍において人々の移動やライフスタイルの変化があり、移動総量もおそらく減るだろうと言われているところであります。現に平成３０年の東京都のパーソントリップ調査では、移動の量が全体的に減ってきているということでした。これはおそらく、インターネットによる通販やテレワークによるものと思われます。自分で移動しなくても生活できるというライフスタイルに徐々に変わりつつある中で、この現状値維持という数値はかなり頑張らないと達成できないかなという数値ですが、これでよろしいでしょうかというところです。

【事務局：福元】

　ありがとうございます。これについても、担当課を通じて精査したいと思います。

【議長：増田会長】
特に鉄道業界では、社内会議等はリモートでできるということを学習したので、コロナ前の状況に戻ったとしても、交通費の削減などの経費削減の意味もかねて以前の８割くらいにしか戻らないのではないかということを予測されているようです。そのように考えると、人口減少にプラスして、移動形態の変化があるという中で、現状値維持というのは、かなり頑張らないと達成できないということかもしれません。学生の移動についても、授業がリモートと対面のハイブリット型になり選択制となっていて、行動変容が起こっています。この点についても、もう一度精査をお願いしたいと思います。

【議長：増田会長】
１１１ページ、見直し時期についてですが、文章では「都市計画審議会に報告しなければならない」と書いてありますが、スケジュール表の中で進行管理をする主体が審議会であるということの表現をしておかなくてもよいのでしょうか。この表のままでは、文章を読まなければ、どこが進行管理をする主体なのかが分かりにくいと思います。基本的には、チェック機能として、都市計画審議会に報告しながら計画策定を進めるということになると思います。これについても他都市の事例を見て下さい。都市計画審議会との関係を示しておく必要があるのか確認して下さい。それと、概ね５年毎に評価・検証というと、計画策定後におそらく３年目か４年目辺りから見直しをスタートすることになるのかと思います。

【事務局：田中】
他市で本計画を策定したところを参考にして、これについても検証したいと思います。

【議長：増田会長】
毎年、評価・検証する必要はないと思いますが、ひょっとしたら見直しのスタート時点については書く必要があるのかもしれません。
他にお気づきの点はございますでしょうか。

【佐久間委員】
１０７ページ、「施策に関する指標」について、おそらく総合計画から引用していると思うのですが、現時点での中間の数値があるのであれば、次回にお示しいただいて、このままの載せるのがよいのか、別の表現がよいのか議論させてもらえたらと思いました。例えば、防災訓練への参加者数は、目標としては倍増となっているので大丈夫かなと思うところもあります。この計画で責任を持つ数値ではないことは分かっていますが、参考までに現時点でどれくらい到達しているのかを教えていただければ

なと思います。

【議長：増田会長】
防災訓練の参加者は、現時点でひょっとしたら２，０００人を超えているという可能性もありますよね。ありがとうございました。
他にいかがでしょう。よろしいでしょうか。
次回はパブコメ素案の確定ということですね。本日いただいた意見は、内部で検討していただき、反映できるものは反映して、それを次回に確認していただくという機会になります。
本日の議題はこれで終了になります。今後のスケジュールを教えていただけるとありがたいと思います。

【事務局：田中】
資料３をお願いいたします。計画の項目に関しては、本日全て終了いたしました。
次回、８月に行う第５回は、本日いただきましたご意見を反映させ、事業者とも調整の上、また全体の読みやすさ、レイアウトも整理し、文字の多いところではフロー等も作成し、表紙のデザインを考え、素案を完成させ、ご報告してご意見をいただきたいと思います。
その後、１０月頃に市民の方のご意見をいただくパブリックコメントを実施します。この際は、より多くの市民の方に読んでいただけるよう概要版も作成し、お問い合わせ等があった場合には丁寧にご説明させていただくことを考えております。
そしてパブリックコメントで頂戴した意見について反映すべき事項がありましたら反映させ、再度１１月の第６回は書面にてご確認いただき、原案を確定させたいと考えております。同じ１１月の都市計画審議会において、都市再生特別措置法に基づく意見聴取として諮問をいたします。
最終は、来年２月の第７回の当審議会にて会長から市長に答申を行っていただきまして、委員の皆様に完成品のご配布をさせていただき終了と考えております。以上となります。

【議長：増田会長】
富田林市では、このような計画は議会での審議は必要ないのですか。

【事務局：田中】
議会へは報告をさせていただきます。

【議長：増田会長】
議会への報告はするが、審議の対象ではないということですね。分かりました。そうしましたら、次回は８月を目途に日程調整をしていただき、本日の議論も踏まえて最終確認をします。その際、できましたら概要版も一緒にお見せいただくとよく分か

るかと思いますので、概要版もご提示をいただければと思います。それからパブコメの準備に入っていただくというスケジュールでよろしいですね。年度内を目標に丁寧に進めることになっております。スケジュールに関して、何かご意見よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。それでは、私の方でお預かりしていた議案、報告案件については、お陰様で終了したかと思います。ご協力ありがとうございました。

それでは事務局に進行をお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局：田中】

本日は、長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。本日いただきましたご意見につきましては、内容を整理の上、また計画書案に反映させていただきます。

本日はありがとうございました。